

## 第3章 救急医療対策

### 【現状と課題】

#### 現 状

- 1 第1次救急医療体制
  - 医科の休日昼間における第1次救急医療体制は、一宮市は一宮市休日・夜間急病診療所で、稲沢市は稲沢市医師会休日急病診療所及び在宅当番医制で対応しています。休日夜間は稲沢市で21時まで休日急病診療所及び在宅当番医制で対応しています。(表3-1)
  - 歯科については、一宮市で休日昼間に一宮市口腔衛生センターで実施していますが、その他の地区及び夜間については実施されていません。(表3-1)
- 2 第2次救急医療体制
  - 当医療圏は、尾張西北部広域2次救急医療圏として、輪番制により対応しています。診療科目別の患者数は、外来、入院とも内科が最も多くなっています。(表3-2)
  - 救急搬送される患者の傷病程度は軽症患者が50%以上を占め、重症患者の診療に影響がでています。(表3-3)
  - 脳神経外科については、一宮市民病院、総合大雄会病院、一宮西病院が対応しています。
  - 救急告示病院・診療所として、平成25年10月1日現在、11救急告示病院、1診療所で、第2次救急医療を担っています。
  - 救急搬送体制については、救急車が17台配置され、月平均1,727件出動しています。また、救急救命士も111人配置されています。(表3-4)
- 3 第3次救急医療体制
  - 有識者会議からは、入院救急医療提供体制確立のため、医療機関の機能分担と連携を図った上で、救命救急センター等を中心に365日24時間、複数の医療機関が対応できる体制を確保することが必要であると提言されています。
  - 当医療圏においては、第2次救急医療体制の後方病院として脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷その他特殊診療(熱傷、小児など)における重篤な救急患者の救命を行う救命救急センターとして一宮市民病院及び総合大雄会病院が指定されています。
  - 救命救急センターの指定にあたっては、地域

#### 課 題

- 軽症者が第2次、第3次救急病院に集中しないように外来救急医療(患者が自ら医療機関に赴き通常の診療時間外に受診)定着の充実を図る必要があります。
- 歯科における平日夜間及び休日夜間の救急医療診療機能の充実を図る必要があります。
- 尾張西部医療圏の南部地域の救急体制を確保するため一宮市民病院と稲沢市民病院の医療連携を強化する必要があります。
- 軽症患者の第2次救急病院への集中緩和について、1次救急医療体制の確保も含め検討する必要があります。
- 救命救急センターへの患者の集中化を防ぎ、救命救急センター本来の高度な診療機能を発揮させるために、第1次、第2次救急医療機関との機能の分担と連携を図る必要があります。

医療再生計画に基づき、一宮市民病院及び総合大雄会病院に対し救命救急センター指定のために必要な整備が行われています。

- 稲沢市民病院では一宮市民病院との連携強化のための連携支援病床50床が整備されます。

また、地域医療再生計画に基づき病院間の医療連携強化を図るため、一宮市民病院から稲沢市民病院へ医師派遣が実施されています。

4 救命期後医療

- 救急医療機関（特に救命救急医療機関）に搬送された患者が救急医療用の病床を長時間使用することで、救急医療機関が新たな救急患者を受け入れることが困難になる、いわゆる医療機関の「出口の問題」が指摘されています。

5 救急医療情報システムの利用状況

- 当医療圏の月平均利用件数は約998件、人口1万人当りの利用者数は232.3人となっており、県全体に対して利用者の割合が多くなっています。（表3-5）

6 病院前医療救護活動

- 心臓が停止した傷病者に対して、救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人が心肺蘇生処置を行うことが救命に有効であり、非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、医師会、消防署、保健所が中心となり自動体外式除細動器（AED）等救急法等講習会を実施しています。（表3-6）

- 急性期を乗り越えた患者が円滑に救急医療病床から転床・退院できる体制を構築する必要があります。

- 医療機関に搬送されるまでの間の救命率の向上を図るため、応急手当や救急法の普及啓発を一層推進する必要があります。

【今後の方策】

- 救命率の向上に向け、応急処置に関する知識・技術の普及、啓発に努めます。
- 軽症患者が第2次、第3次救急病院に集中しないように外来救急医療の定点化の充実を図ります。

表3-1 第1次救急医療体制 ※時間は受付時間 平成25年10月1日現在

市別	医科			歯科	
	平日夜間	休日等昼間	休日等夜間	夜間	休日昼間
一宮市	一宮市休日・夜間急病診療所			—	—
	内科・小児科（月～金曜日） 19時45分～22時30分	内科・小児科・軽微な外科（休日） 9時15分～11時30分 13時～16時30分	一宮市口腔衛生センター（休日） 9時～12時		
稲沢市	—	稲沢市医師会休日急病診療所		—	当番医制 （年未年始） 9時～17時
		内科・小児科（休日） 9時～11時30分、13時～16時30分 18時～20時30分			
		在宅当番医制 外科（休日） 内科・外科（土曜日） 9時～20時30分 13時～20時30分			

資料：保健所調査

表 3-2 病院群輪番制病院の診療科目別患者数 (平成 24 年度) (単位:人)

地区名	内科		小児科		外科		整形外科		脳神経外科	
	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院
一宮市	8,392	1,774	8,097	493	3,649	445	2,804	272	851	293
稲沢市	4,909	870	2,529	110	1,185	199	1,094	95	304	85
計	13,301	2,644	10,626	603	4,834	644	3,898	367	1,155	378
割合(%)	33.01	52.12	26.37	11.89	12.00	12.69	9.67	7.23	2.87	7.45

地区名	産婦人科		耳鼻咽喉科		その他		合計		
	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	計
一宮市	256	77	1,711	29	2,652	153	28,412	3,536	31,948
稲沢市	111	62	707	76	1,046	40	11,885	1,537	13,422
計	367	139	2,418	105	3,698	193	40,297	5,073	45,370
割合(%)	0.91	2.74	6.00	2.07	9.18	3.80	100.0	100.0	

資料:尾張西北部広域2次救急医療病院長等協議会調べ

表 3-3 傷病程度別救急搬送状況 (平成 24 年) (単位:人)

	重症	中等症	軽症	死亡	その他	合計	軽症者が搬送者数に占める割合
一宮市消防本部	1,305	5,403	7,568	291	7	14,574	51.9%
稲沢市消防本部	365	2,313	2,326	123	0	5,127	45.4%
計	1,670	7,716	9,894	414	7	19,701	50.2%

資料:保健所調査

表 3-4 救急車、救急救命士の配置状況及び出動件数等 (平成 24 年) 表 3-6 救急蘇生法等講習会開催状況 (平成 24 年)

消防本部	一宮市	稲沢市	計
救急車	12	5	17
救急救命士	80	31	111
出場件数(件)	15,400	5,323	20,723
搬送人数(人)	14,574	5,127	19,701

資料:保健所調査

消防本部	一宮市	稲沢市	計
講習会回数	143	115	258
参加人員	6,078	2,233	8,311

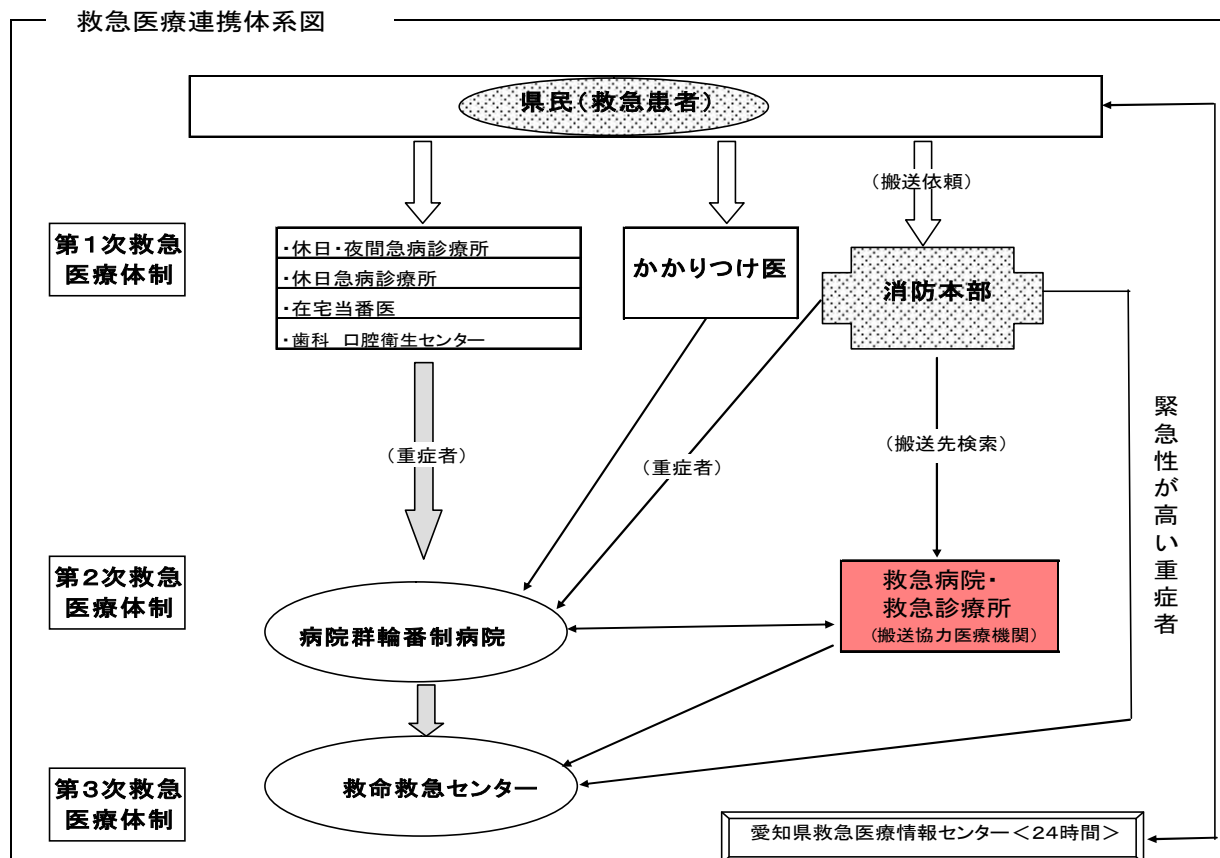
資料:保健所調査

表 3-5 救急医療情報システム案内件数 (平成 24 年度)

区分	一宮市	稲沢市	計	愛知県
住民	8,151	4,159	12,310	175,431
医療機関	27	32	59	2,037
計	8,178	4,191	12,369	177,468
人口1万対	215.8	307.2	240.0	239.3

資料:愛知県の救急医療(愛知県健康福祉部)

注:人口は平成24年10月1日現在



<救急医療連携体系図の説明>

- 愛知県救急医療情報センターでは、救急医療情報システムにより 24 時間体制で救急医療機関の情報を提供しています。
  - ・ 県民は電話で診療可能な最寄の医療機関を問い合わせできます。また、インターネットによる検索も可能です。  
(電話番号 0586-72-1133 <http://www.qq.pref.aichi.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>)
  - ・ 医療機関は診療応需情報を登録しています。
  - ・ 消防は搬送可能な医療機関を検索し、患者を搬送します。
- 第 1 次救急医療体制とは、休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制です。
- 第 2 次救急医療体制とは、救急隊および第 1 次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する重症救急患者に医療を提供する体制であり、病院群輪番制病院（休日、夜間に当番で診療に当たる病院）が救急患者を受け入れています。
- 第 3 次救急医療体制とは、2 次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24 時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制であり、救命救急センターが救急患者を受け入れています。
- 救急病院・救急診療所とは、救急病院等を定める省令に基づき、救急隊によって搬送される傷病者への医療を担当する医療機関であり、一定の要件を満たし、かつ救急業務に協力する旨の申出があった場合に知事が認定、告示しています。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。